

博物館に対する税制上の支援措置

1. 有形文化財・美術品等の動産文化財に対する支援措置

事 項	支援措置の内容	
登録美術品 制度の活用	登録美術品制度に基づき、優れた有形文化財として登録美術品に登録されている美術品は、相続時に物納しやすくなる。	物納の優先順位が3位から1位に繰り上げ
譲渡所得の 非課税等 (所得税)	個人が重要文化財として指定された動産を国・地方公共団体、(独)国立文化財機構、(独)国立美術館及び(独)国立科学博物館に譲渡した場合、譲渡所得に所得税が課されない。	非課税
	個人が未指定有形文化財のうち重要文化財と同等の価値があると認められるもの及び重要有形民俗文化財を平成24年12月31日までに、国、(独)国立文化財機構、(独)国立美術館及び(独)国立科学博物館に譲渡した場合、譲渡所得の1/2が所得控除される。	1/2 課税
寄附優遇 (所得税・ 法人税)	個人・法人が動産を国・地方公共団体、(独)国立文化財機構、(独)国立美術館、(独)国立科学博物館及び公益社団法人・公益財団法人に贈与した場合、個人については一定額の所得控除、法人については国・地方公共団体に対する場合は全額損金算入、それ以外の者に対する場合は一定額の損金算入がそれぞれ認められる。	○個人による寄附 「寄附金(所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除 ○法人による寄附 (対 国・地方公共団体) 全額損金算入 (対 上記以外の者) 「(所得金額の5.0%＋資本等の金額の0.25%) × 1/2」を損金算入
	個人が動産を国・地方公共団体に贈与・遺贈した場合、みなし譲渡所得の規定が適用されず、所得税が課されない。 (独)国立文化財機構、(独)国立美術館、(独)国立科学博物館及び公益社団法人・公益財団法人に贈与・遺贈した場合は、国税庁長官の承認を受ければ同様の優遇措置を受けることが可能。	非課税
相続・遺贈財 産の非課税 (相続税)	個人が相続・遺贈により取得した動産を国・地方公共団体、(独)国立文化財機構、(独)国立美術館、(独)国立科学博物館及び公益社団法人・公益財団法人に贈与した場合、相続税は課されない。	非課税

2. 私立博物館に対する支援措置

関係法令	支援措置の内容
<p>【特定公益増進法人】 所得税法(第78条第2項第3号) 所得税法施行令(第217条第1項第3号) 法人税法(第37条第4項) 法人税法施行令(第77条第1項第3号)</p>	<p>公益社団・財団法人は特定公益増進法人とする。</p> <p>【特例民法法人（従来の公益法人）の優遇措置】 「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」（平成9年3月31日文部省告示第54号）を満たす旨認定を受けた登録博物館の設置運営を主たる目的とする特例民法法人が、所得税法等に規定する要件を満たした場合に、特定公益増進法人に認定される。</p> <p>なお、同基準を満たすには、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 年間開館日数が原則250日以上 ② 週に1日以上は児童・生徒の入場を無料にする等、青少年の利用に対する優遇措置を講じることが必要である。
<p>【指定寄附金】 所得税法(第78条第2項第2号) 所得税法施行令(第216条) 法人税法(第37条第4項) 法人税法施行令(第76条)</p>	<p>登録博物館の新增改築の費用に充てるために行う募金について、所得税法等に規定する一定の要件を満たしたもので、財務大臣の指定を受けた寄附金は、国・地方公共団体に対する寄附金と同様の税制上の優遇措置の適用を受けることができる。（いわゆる指定寄附金）</p>
<p>租税特別措置法(第70条) 租税特別措置法施行令(第40条の3)</p>	<p>相続・遺贈により取得した財産を公益社団・財団法人に贈与した場合、贈与者に相続税は課税されない。</p> <p>【特例民法法人（従来の公益法人）の優遇措置】 相続・遺贈により取得した財産を、登録博物館の設置運営を主たる目的とする特例民法法人で租税特別措置法等の規定を満たすものに贈与した場合、贈与者に相続税は課税されない。</p> <p>・租税特別措置法等に規定する要件を満たした特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人が、その移行前に贈与を受けた財産を公益目的支出計画に定める公益事業の用に供しているときは、贈与者の相続税の非課税措置を継続適用する。</p>
<p>地方税法</p>	<p>公益社団・財団法人については以下の優遇措置を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税非課税(第25条第1項第2号) ・市町村民税非課税（特別区民税）(第296条) ・不動産取得税非課税(第73条の4) ・固定資産税非課税(第348条第2項第9号) ・事業所税非課税(第701条の34第3項第3号)

	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税非課税(第702条の2第2項) <p>【特例民法法人(従来の公益法人)の優遇措置】 上記の優遇措置を引き続き適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において固定資産税が非課税とされていたものについては、平成25年度分まで非課税措置を継続する。
租税特別措置法(第33条ほか) 土地収用法(第3条)	登録博物館に対して土地等を譲渡した場合、譲渡者について譲渡所得の5,000万円の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用がある。
土地区画整理法(第95条) 土地区画整理法施行令(第58条)	登録博物館の用に供している宅地に対する換地計画における特別の考慮。
関税定率法(第15条) 関税定率法施行令(第17条)	登録博物館において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合、関税は免除される。